

## 崇城大学総合情報センター規則

### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、崇城大学（以下「本学」という。）に設置された総合情報センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目 的)

第 2 条 センターは、本学の情報基礎教育の推進や情報ネットワークの管理運営を担い、また情報技術に関するさまざまな研究や活動を行うことにより、本学の教育・研究活動および事務処理を最大限支援し、教育研究の向上発展に資することを目的とする。

### (組 織)

第 3 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター主任
- (3) その他必要な職員

2 センター長は、センターの業務を統轄する。

3 センター主任は、センター長の命を受け、センター長を補佐する。

4 センター長は本学の教授のうちから、センター主任は教職員のうちから学長が任命する。

### (業 務)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報通信技術および情報処理技術の研究に関すること。
- (2) 情報基礎教育の推進（企画・実施・検証）および支援に関すること。
- (3) eラーニング教育の推進および支援に関すること。
- (4) 教育研究に係る情報通信環境の整備に関すること。（補助金等の活用含む）
- (5) 学生演習室の整備・維持管理に関すること。
- (6) 事務系情報の処理および提供におけるシステムの管理運営

- に関すること。
- (7) 事務系情報通信機器等の管理運営に関すること。
  - (8) 情報セキュリティー全般に関すること。
  - (9) 学生および教職員への技術指導に関すること。
  - (10) その他本学の情報化推進に関すること。

(運営委員会)

第 5 条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、崇城大学総合情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の組織)

第 6 条 運営委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学部長
- (3) 教務部長、学生部長、就職部長、図書館長
- (4) 事務局長
- (5) 庶務課長、教務課長、学生厚生課長、広報課長
- (6) センター主任

2 運営委員会に委員長を置き、総合情報センター長をもって充てる。

3 運営委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に参加させることができる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(運営委員会の審議事項)

第 7 条 運営委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- (1) 管理及び運営の基本方針に関すること。
- (2) 第4条の業務に関する重要事項。
- (3) 将来計画に関すること。
- (4) その他管理運営に関する重要事項。

(専門委員会)

第 8 条 運営委員会に、センター運営に係る専門の事項を調査検討

するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用の規則)

第 9 条 センターの利用に関する細則は別に定める。

(事務)

第 10 条 運営委員会および専門委員会の事務は、センターにおいて処理する。

附 則

1. この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。